



栃木県公報

令和元(2019)年
12月27日(金)
号 外
第 46 号

目 次

規 則

○災害救助法施行細則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第二十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年栃木県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（一）避難所</p> <p>1 3 略</p> <p>4 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。</p> <p>一人一日当たり <u>三三〇円</u></p> <p>5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（二）応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもつてしては住家を得ることのできないものに、建設し供与するもの（以下「<u>建設型応急住宅</u>」という。）、民間賃貸住宅を借り</p> | <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（一）避難所</p> <p>1 3 略</p> <p>4 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。</p> <p>一人一日当たり <u>三二〇円</u></p> <p>5 避難所での生活 <u>が</u>長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（二）応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもつてしては住家を得ることのできないものに、建設し供与するもの（以下「<u>建設型仮設住宅</u>」という。）、民間賃貸住宅を借り</p> |

上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」
という。)又はその他適切な方法により供与
するものとする。

1 建設型応急住宅

イ 建設型応急住宅の設置に当たっては、原
則として、公有地を利用するものとする。
ただし、適当な公有地を利用することが困
難な場合は、民有地を利用することができ
る。

ロ 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、
応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世
帯構成等に応じて設定し、その設置のため
支出する費用は、設置に係る原材料費、労
務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務
費等の一切の経費とし、五、七、一四、〇〇
〇円以内とする。

ハ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接す
る地域内におおむね五十戸以上設置する場
合は、居住者の集会等に利用するための施
設を設置することができる。ただし、五十
戸未満の場合であっても戸数に応じた小規
模な施設を設置することができる。

ニ 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業その
他これに類する事業を利用しやすい構造及
び設備を有し、高齢者等であつて日常の生
活上特別な配慮を要する複数のものに供与
する施設をいう。)を建設型応急住宅とし
て設置することができる。

ホ 建設型応急住宅は、災害発生の日から二
十日以内に着工し、速やかに工事を完成す
るものとする。ただし、やむを得ない事情
によりこれにより難しい場合には、内閣総理
大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延
長することができる。

ヘ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完
成の日から建築基準法(昭和二十五年法律
第二百一号)第八十五条第三項又は第四項
に規定する期限までの期間とする。

ト 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設
型応急住宅の解体及び撤去並びに土地の原
状回復のため支出する費用は、当該地域に
おける実費とする。

2 賃貸型応急住宅

イ 賃貸型応急住宅の一戸あたりの規模は、
世帯の人数に応じて1のロの規模に準ずる
ものとし、その借上げのため支出する費用
は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数
料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主
又は仲介業者との契約に不可欠なもの
とし、地域の実情に応じた額とする。

ロ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速

上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」
という。)又はその他適切な方法により供与
するものとする。

1 建設型仮設住宅

イ 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原
則として、公有地を利用するものとする。
ただし、適当な公有地を利用することが困
難な場合は、民有地を利用することができ
る。

ロ 建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、
応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世
帯構成等に応じて設定し、その設置のため
支出する費用は、設置に係る原材料費、労
務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務
費等の一切の経費とし、五、六、一〇、〇〇
〇円以内とする。

ハ 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接す
る地域内におおむね五十戸以上設置する場
合は、居住者の集会等に利用するための施
設を設置することができる。ただし、五十
戸未満の場合であっても戸数に応じた小規
模な施設を設置することができる。

ニ 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業その
他これに類する事業を利用しやすい構造及
び設備を有し、高齢者等であつて日常の生
活上特別な配慮を要する複数のものに供与
する施設をいう。)を建設型仮設住宅とし
て設置することができる。

ホ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から二
十日以内に着工し、速やかに工事を完成す
るものとする。ただし、やむを得ない事情
によりこれにより難しい場合には、内閣総理
大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延
長することができる。

ヘ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完
成の日から建築基準法(昭和二十五年法律
第二百一号)第八十五条第三項又は第四項
に規定する期限までの期間とする。

ト 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う建設
型仮設住宅の解体及び撤去並びに土地の原
状回復のため支出する費用は、当該地域に
おける実費とする。

2 借上型仮設住宅

イ 借上型仮設住宅の一戸あたりの規模は、
世帯の人数に応じて1のロの規模に準ずる
ものとし、その借上げのため支出する費用
は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数
料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主
又は仲介業者との契約に不可欠なもの
とし、地域の実情に応じた額とする。

ロ 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速

| | |
|---|---|
| <p>やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。</p> <p>ハ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、1のへの期間と同様の期間とする。</p> <p>二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(一) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>1・2 略</p> <p>3 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、一人一日当たり一、一六〇円以内とする。</p> <p>4 略</p> <p>(二) 略</p> <p>三 略</p> | <p>やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。</p> <p>ハ 借上型仮設住宅を供与できる期間は、1のへの期間と同様の期間とする。</p> <p>二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(一) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>1・2 略</p> <p>3 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、一人一日当たり一、一四〇円以内とする。</p> <p>4 略</p> <p>(二) 略</p> <p>三 略</p> |
|---|---|

別表第一の三の部(三)の項中

| | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一八、五〇〇円 | 二三、八〇〇円 | 三五、一〇〇円 | 四一、〇〇〇円 | 五三、二〇〇円 | 七、八〇〇円 |
| 三〇、六〇〇円 | 三九、七〇〇円 | 五五、二〇〇円 | 六四、五〇〇円 | 八、二〇〇円 | 一一、二〇〇円 |
| 一八、八〇〇円 | 二四、二〇〇円 | 三五、八〇〇円 | 四一、八〇〇円 | 五四、二〇〇円 | 七、九〇〇円 |
| 三一、二〇〇円 | 四〇、四〇〇円 | 五六、二〇〇円 | 六五、七〇〇円 | 八、二七〇〇円 | 一一、四〇〇円 |
| 六、〇〇〇円 | 八、一〇〇円 | 一一、二〇〇円 | 一四、八〇〇円 | 一八、七〇〇円 | 二、六〇〇円 |
| 九、八〇〇円 | 一二、八〇〇円 | 一八、一〇〇円 | 二一、五〇〇円 | 二七、一〇〇円 | 三、五〇〇円 |
| 六、一〇〇円 | 八、三〇〇円 | 一一、四〇〇円 | 一五、一〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 二、六〇〇円 |
| 一〇、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 一八、四〇〇円 | 二一、九〇〇円 | 二七、六〇〇円 | 三、六〇〇円 |

改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別表第一(第二条関係)</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>一 略</p> <p>六 被災した住宅の応急修理</p> <p>(一) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けて自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊し</p> | <p>別表第一(第二条関係)</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>一 略</p> <p>六 被災した住宅の応急修理</p> <p>(一) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半壊して</p> <p style="text-align: center;">自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊し</p> |

た者に対して行うものとする。

(三)(二) 略
(三) 住宅の応急修理のため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。

- 1 2の世帯以外の世帯にあつては、一世帯当たり、五九五、〇〇〇円
- 2 半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯にあつては、一世帯当たり、三〇〇、〇〇〇円

七(四) 略
八(一) 学用品の給与

(三)(一) 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。

- 1 略
- 2 文房具費及び通学用品費
 - イ 小学校児童にあつては、一人当たり、四、五〇〇円
 - ロ 中学校生徒にあつては、一人当たり、四、八〇〇円
 - ハ 高等学校等生徒にあつては、一人当たり、五、二〇〇円

九(四) 略
(二)(一) 死体の搜索及び処理
略
死体の処理

- 1 3 略
- 4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 一体当たり三、五〇〇円
 - ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり五、四〇〇円(死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、五、四〇〇円に当該地域における通常の実費を加算した額)とする。

ハ 略
5 略

十(一) 埋葬
(二) 略
(三) 埋葬のため支出する費用は、一体当たり大人二一五、二〇〇円以内、小人(満十二歳に満たない者をいう。) 一七二、〇〇〇円以内とする。
(四) 略

た者に対して行うものとする。

(三)(二) 略
(三) 住宅の応急修理のため支出する費用は、一世帯当たり五八四、〇〇〇円以内とする。

七(四) 略
八(一) 学用品の給与

(三)(一) 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。

- 1 略
- 2 文房具費及び通学用品費
 - イ 小学校児童にあつては、一人当たり、四、四〇〇円
 - ロ 中学校生徒にあつては、一人当たり、四、七〇〇円
 - ハ 高等学校等生徒にあつては、一人当たり、五、一〇〇円

九(四) 略
(二)(一) 死体の搜索及び処理
略
死体の処理

- 1 3 略
- 4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 一体当たり三、四〇〇円
 - ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり五、三〇〇円(死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、五、三〇〇円に当該地域における通常の実費を加算した額)とする。

ハ 略
5 略

十(一) 埋葬
(二) 略
(三) 埋葬のため支出する費用は、一体当たり大人二一一、三〇〇円以内、小人(満十二歳に満たない者をいう。) 一六八、九〇〇円以内とする。
(四) 略

十一 略

十二 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(一) 略

(二) 略

(三) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均額が一三七、九〇〇円以内とする。

(四) 略

十一 略

十二 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(一) 略

(二) 略

(三) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均額が一三五、四〇〇円以内とする。

(四) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年十月一日から適用する。

(危機管理課)